

〈まちづくりアドバイザー派遣制度運営要項〉

（目的）

第1条 市町村が実施するまちづくりに関する講演会、自治会・住民団体等が実施するまちづくり研究会などに、まちづくりアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を派遣する制度を設けることにより、地域におけるまちづくりに関する知識の普及を図るとともに、まちづくりの発展に資することを目的とする。

（委嘱）

第2条 茨城まちづくりセンター運営委員長（以下「委員長」という。）は、人材バンク登録者より適当と認めるものをアドバイザーとして委嘱する。

（職務）

第3条 アドバイザーは、地域において講演会等を通じ、まちづくりに関する知識の普及・啓発を図ることを職務とする。

（派遣対象）

第4条 アドバイザーの派遣対象とする講演会等は、市町村、自治会、住民団体が主催するもので、次にあげる全ての条件を満たすものとする。

- （1）茨城県内において主催されるもの
- （2）茨城県民又は茨城県に通勤もしくは通学する者を対象に開催されるもの
- （3）政治、宗教及び営利を目的としないもの
- （4）自治会、住民団体が主催するものは、市町村長の推薦を得たもの
- （5）同一主催者に対する派遣は、年間3回以内とする

（派遣手続き）

第5条 アドバイザーの派遣を希望する講演会等の主催者（以下「主催者」という。）は、まちづくりアドバイザー派遣申請書（様式第1号）により、委員長へ申請するものとする。

- 2 委員長は前項に規定する派遣申請書を審査し、その採否について申請者に通知（様式第2号）するとともに、採択となった場合には、併せてまちづくりアドバイザーに委嘱及び講演依頼（様式第3号）するものとする。

（実績報告）

第6条 主催者は、まちづくりアドバイザー派遣結果報告書（様式第4号）により、講演会等を実施した日から5日以内に委員長に報告するものとする。

（謝金等）

第7条 茨城まちづくりセンターは、予算の範囲内において、アドバイザーに対して謝金（旅費相当分を含む。）を支給する。

（事務取扱）

第8条 本要項に関する事務は、茨城県土木部都市局都市計画課で行う。

付則

この要項は、平成8年10月18日から施行する。

付則

この要項は、平成13年5月18日から施行する。

付則

この要項は、令和2年11月30日から施行する。